

## 寄稿 4

### 親が認知症になる前に知っておきたい“財産凍結の話”と、親が認知症になった時に困らなくて済む“家族信託”の話



一般社団法人家族信託普及協会会員  
つなぐ司法書士法人 代表

西本 晋也

#### 1. はじめに

皆さんは、“認知症になると財産が凍結状態になってしまう”ことを知っていますか？認知症になると、介護で家族が苦勞するだけではなく、金銭面・財産の管理の面でも家族を困らせてしまうのです。家族が認知症になる前に知っておきたい財産凍結の話と、いざというときに困らなくて済む予防策(家族信託と言います！)をお伝えいたします。

#### 2. 決して他人事ではない認知症

平成 29 年版高齢社会白書によると、認知症を患う方は、2025 年には、65 歳以上の年齢の高齢者の 18.5 ～ 20%、2040 年には 20.7% ～ 24.6% にまで増えると推計されています。つまり将来には、65 歳以上の方の 5 人に 1 人、4 人に 1 人が認知症を患う社会を、日本は迎つつあることとなります。さらに、全国に先駆けて高齢化が進む和歌山県では、より早く認知症有病率の増加も訪れることが予想されます。私たちにとっても、認知症は決して他人事ではありません。

#### 3. 財産が凍結するとは??

例えば、次のような、子どもたちには介護の面倒をかけたくない、費用を負担させたくないという希望を持ったお父さんがいたとします。

お父さん「わしが認知症になったら、わしの定期預貯金は解約して、わしの自宅は売却して、そのお金で施設へ入れてくれたらええからよ～。」

～数年後～ お父さんは認知症を患ってしまい、認知能力・判断能力が低下してしまいました。子どもたちは、お父さんを希望していた施設へ入所させてあげようと、お父さんの定期預貯金の解約のために金融機関へ、またお父さんの自宅の売却のために不動産会社へ行きました。すると・・・、

金融機関「本人の意思確認ができないと定期預貯金の解約はできません。成年後見人を申し立

てください。」

不動産会社「本人の意思確認ができないと不動産の売却はできません。成年後見人を申し立ててください。」

どちらにも断られてしまいました。家族だと説明しても一切応じてもらえません。

“財産が凍結する”とは、この事例のように、認知症を患う方の財産について、金融機関での預貯金の引き出しや定期預貯金の解約、株式や投資信託などの有価証券の売却、不動産の売却などをしたくてもできなくなってしまうということを意味します。

認知症を患ってしまった親の、定期預貯金を解約できず、有価証券を処分できず、不動産も売れないとなると、誰のお金で介護費用を支払えば良いのでしょうか。このまま何も手だてが無ければ、親の介護にかかる費用は、子どもたちが負担することになってしまいます。子どもたちとしても、自分の子どもは進学を控えてお金がかかる年齢だったりして養育費がかかります。さらに自分たちの老後の蓄えもしないといけない中、両親の老後生活費・介護費用は大きな負担となります。むしろ、負担できる家庭はごくごくわずかでしょう。

#### 4. 成年後見制度

先ほどの事例にも登場しました成年後見制度とは、認知症などの理由で判断能力の不十分な方の代わりに、家庭裁判所が選任する後見人が、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度です。しかし、この成年後見制度は全国的にみても利用件数が伸び悩んでいます。

#### 5. 成年後見制度の課題

成年後見制度の利用が伸び悩む背景には、昨今指摘される後見制度の課題があげられます。

①家族が後見人になれるとは限りません。近年、

およそ7割は弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家が選ばれています。

②専門家が後見人に選ばれると、報酬が掛かります。大阪家庭裁判所公表の「成年後見人等の報酬額のめやす」によると基本報酬のめやすとなる額は、月額2万円～6万円です。(財産額によって変動します。)

③成年後見制度の利用は一度スタートすると亡くなるまで続き、途中でやめることはできません。

④後見人による財産の管理は、後見制度を利用した方の“財産を守る・維持する”ことに重きが置かれているため、家族の希望と乖離することも少なくありません。

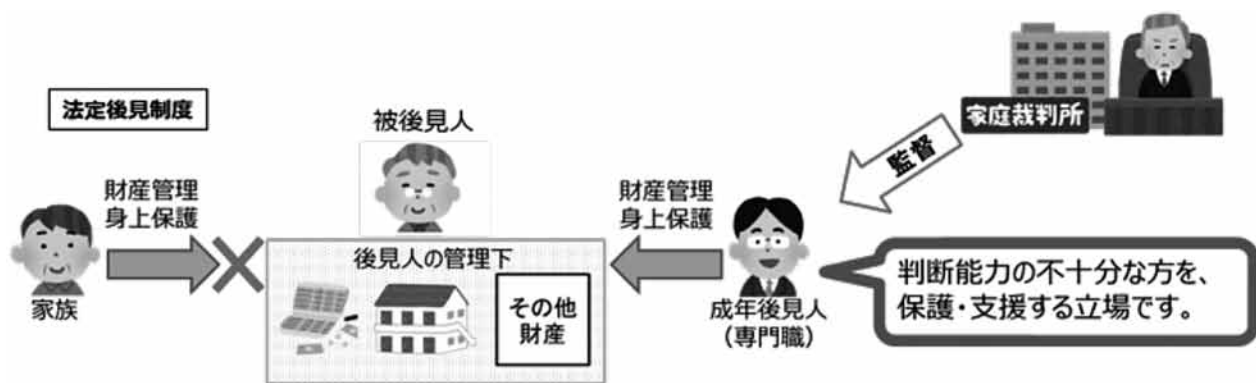
例えば、先ほどの事例のお父さんが成年後見制度を利用した次のようなケース。

お父さんのために、息子・娘が成年後見制度の申し立てをして、ある真面目な司法書士がお父さんの後見人に選任されたとします。ある日、息子さんが、ベッドで過ごすことが多いお父さんのために、介護ベッドを買い替えてあげたいと思いました。お父さんの預貯金は潤沢にあり(後見人が管理しています。)、お父さんも昔から物にはこだわる性格だったので、息子さんは、高級な介護ベッドを見繕って後見人に相談しました。

息子さん「後見人さん、お父さんにはこの80万円のベッドを買ってあげたいんですが、後見人さんの管理するお父さんの預貯金から支払ってもらえますか？」

後見人「う～ん。ベッドで80万円とは高すぎるのでは？一般的には15万円くらいでいいものが買えますよ。15万円くらいなら出せますけども、80万円のベッドは考え直してください。」

またある日、お父さんの可愛い孫娘(お父さんの娘の娘)が結婚することになりました。お父さんは昔から孫娘の結婚を楽しみにしていて、結婚する時の御祝い金として30万円を用意していました。



娘さん「後見人さん、お父さんは元気な頃から、30万円を孫娘の結婚お祝い金として準備していました。その孫娘が結婚することになったので、お祝い金として、お父さんの預貯金から出していただけますか？」

後見人「いやいや、とんでもない。そんなことをしたらお父さんの財産が大きく減ってしまいます。お孫さんへのお祝いとしては、ご祝儀相場の5万円を口座から出しますね。残念ですが、30万円という金額は到底出せません。」

息子さんも娘さんも、成年後見制度を利用したことを後悔し、後見人に成年後見制度をやめたいと申し出ました。ところが、後見人は、成年後見制度は、お父さんが回復するかお亡くなりになるまでやめられませんの一点張りです。～5年後～ お父さんが亡くなり、預貯金の残高を確認した息子さんと娘さんは驚きました。後見人の報酬として5年間で300万円が差し引かれていたのです。

以上は、後見制度の硬直的な面が良く分かるエピソードです。この事例の後見人はきちんと成年後見制度の趣旨をふまえて職務を果たされています。しかし、家族の希望との乖離が生じてしまいました。

後見制度については、現在社会のニーズと一致しない部分が生じてきており、後見制度を嫌がる声は、今後、益々増加してくるものと予想しています。成年後見制度の中でも特に法定後見制度は、本来、老後に何も対策をしていなかっ

た方あるいは障がいなどで対策を取り得なかった方のためセーフティネット的な役割を担うべきものだと私は思います。後見制度は、現状、どのご家庭にも使いやすいような柔軟な制度設計にはなっていません。

## 6. 家族信託（民事信託）の登場

そこで家族信託の登場です！家族信託を一言で説明すると、「資産を持つ方が、特定の目的(例えば「自分の老後の生活・介護等に必要な資金の管理と給付」等)に従って、その保有する不動産・預貯金等の資産を信託できる家族に託し、その管理・処分を任せる仕組み」です。

家族信託をしておくことで、親が認知症で意思判断能力が不十分な状況になってしまっても、子どもに託した財産は子どもの権限によって、親のために、管理・運営・処分することができるようになります。

※上記のような信託の仕組みを、一般的に民事信託あるいは家族信託と呼称しますが、どちらも同じことを意味します。本稿では家族信託と統一いたします。

先ほどから登場するお父さんは、「わしが認知症になったら、わしの定期預貯金は解約して、わしの自宅は売却して、そのお金で施設へ入れてくれたらええからよ～」と気持ちを伝えるだけではなく、元気なうちに子どもとの間で信託契約をしておくことで、認知症、脳卒中



で意思判断能力が不十分な状況になってしまっても、成年後見制度の利用をせずに、子どもがお金の管理や自宅の売却することができるようになります。

家族信託は、各ご家庭ごとにオーダーメイドで設計します。お父さんの想いや息子さん娘さんの希望を反映させて、ご家族が安心してお父さんの老後をサポートすることができるようにする仕組みです。

## 7. 和歌山県下での家族信託の普及

家族信託は、平成19年の改正信託法施行によって、信託という仕組みが信託会社や信託銀行だけではなく一般ご家庭でも活用しやすくなったことから誕生しました。しかし、まだまだ世間での認知度が低く、家族信託を取り扱う専門家・土業も圧倒的に不足しています。

ようやく近年では、テレビや新聞でも取り上げられる機会が増え、私のところにも和歌山県内の各ご家庭から、家族信託の相談やご依頼を頂くことがだんだんと増えてきました。

そして、この家族信託に好意的な金融機関も少しずつ増えています。金融機関の担う役割は、信託したお金を管理する「信託口座」の開設です。例えば、お父さんが息子に500万円を託

したとしても、息子が自分の通帳に500万円を預け入れると、息子自身の財産と混ざってしまうおそれがあります。家族信託では、財産を託された息子は、信託財産と自分の財産をきちんと分けて管理する義務があります。そのため、「信託口座」には信託した財産を分けて管理するための特有の機能があり、家族信託には必須のアイテムなのです。

和歌山県では、本年2月より紀陽銀行が、家族信託に対応する信託口座（※紀陽銀行では民事信託口座と呼びます。）を開設するサービスを発表しました。民事信託口座の取り扱い金融機関は全国でもとても少ないので、注目を集めています。紀陽銀行の本支店において、家族信託について問い合わせることができるようになったことで、和歌山県下での家族信託の利用が増加し、各ご家庭にとって信託がより身近なものになることを、家族信託の専門家として期待を寄せています。

## 8. おわりに

人生 100 年時代。私たちは、老後の 20 年、30 年を元気に明るく生きていく必要があります。そして、その間に訪れる認知症や介護という問題に、どの家庭も向き合う必要があるのです。子どもや家族に余計な負担をかけず、不安な想いをさせず、家族みんなが、老後と介護に向き合えるように準備しておくことで、家族は笑顔で明るくサポートができるのではないのでしょうか。

子どもとしての最も強い想いは、「親が元気な間にできるだけのことをしてあげたい、万一親が認知症等になったとしても可能な限りのケアをしてあげたい」ことだと思います。その想いをかなえるには、「親が元気な間にどうしたいか」「もし入院することになったらどうするか」といった、「家族の今」と「家族のこれから」について話し合い、「この先こんなことを楽しみたい」、「もし入院することになったら、この預金を使ってほしい、この不動産を売ってくれたら良い」、「自分が認知症になったら施設に入りたい、自宅でケアしてほしい」など、親の想いや希望を、家族で話し合って共有し、家族で決めていくことが大切なことです。家族信託という制度が普及することにより、家族の老後のことを、気軽にリビングで話し合おうという認識が広がっていけば、日本の人生 100 年時代の老後のあり方が明るく変わっていくのではないかと思います。